平成２５年（フ）第５６号
青森県黒石市柵ノ木４丁目125番地１
債務者　猪上　奈美
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６３号
青森県弘前市大字千年４丁目６番地62
債務者　木村伊津子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１６６号
沖縄県那覇市長田２丁目34番９―107号　朝日アパート
債務者　大田多美子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０３号
沖縄県那覇市壺川１丁目17番２―501号　エンゼルハイム壺川
債務者　糸数　直樹
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３４号
青森県八戸市根城９丁目３番15号　鈴木荘11号室
債務者　高柳　　寛
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６７７号
名古屋市名東区社口２丁目103番地の２　志水マンション405号
債務者　大島　芳江（旧姓服部）
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３３号
名古屋市瑞穂区豊岡通３丁目35番地　第二日吉ビル202号、従前の住所三重県志摩市阿児町国府809番地５
債務者　濵野　初美
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９１９号
大阪府豊中市西泉丘１丁目３番７―420号、申立時の住所大阪府吹田市千里山竹園２丁目８番４―402号
債務者　宮後寿満子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７２号
大阪市城東区野江１丁目20番１―1003号
債務者　小山　勝治
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５５７号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目６番13号
債務者　田中　年子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５８号
大阪市此花区春日出中２丁目２番６号　田島ハイツ201号室
債務者　松井　抽璃
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７０７号
大阪市平野区長吉長原西２丁目11番３号　C棟102
債務者　柿澤　幸治
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６４号
大阪市此花区西九条３丁目９番17号
債務者　杉山　倫子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４５号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目18番17―403号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目４番23―211号
債務者　珈琲専門店クラリネットこと　岡村はるみ（旧姓福住）
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６４号
大阪市浪速区稲荷１丁目10番３―803号
債務者　藤井　　昭
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６９号
大阪市住之江区平林南２丁目１番14―601号
債務者　村上　茂年
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７８号
大阪府池田市緑丘２丁目４番115―206号
債務者　田中仙吉こと　呉　　仙吉
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部